

平成23年第7回足寄町議会臨時会議事録

平成23年11月28日(月曜日)

出席議員(13名)

1番	高橋秀樹君	2番	星孝道君
3番	榊原深雪君	4番	木村明雄君
5番	高道洋子君	6番	前田秀夫君
7番	田利正文君	8番	熊澤芳潔君
9番	井脇昌美君	10番	後藤次雄君
11番	川上初太郎君	12番	島田政典君
13番	吉田敏男君		

欠席議員(0名)

法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	渡辺俊一君
福祉課長	堀井昭治君
建設課長	南岡雄二君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦君
会計管理者	渡邊義一君

職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	根本昌弘君
事務局次長	大野雅司君
総務担当主査	山田弘幸君

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について< P 3 >
- 日程第 2 会期の決定について< P 3 >
- 日程第 3 行政報告(町長)< P 3 ~ P 4 >
- 日程第 4 議案第87号 足寄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例< P 4 ~ P 7 >
- 日程第 5 議案第88号 平成23年度足寄町一般会計補正予算(第9号)< P 7 ~ P 8 >
- 日程第 6 議案第89号 平成23年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第2号)< P 8 ~ P 9 >
- 日程第 7 議案第90号 平成23年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第2

- 号) < P 9 ~ P 1 0 >
- 日程第 8 議案第 9 1 号 平成 2 3 年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理
事業特別会計補正予算(第 4 号) < P 1 0 ~ P 1 1 >
- 日程第 9 議案第 9 2 号 平成 2 3 年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第
3 号) < P 1 1 ~ P 1 2 >
- 日程第 1 0 議案第 9 3 号 平成 2 3 年度足寄町上水道事業会計補正予算(第 3 号) < P
1 2 ~ P 1 3 >
- 日程第 1 1 議案第 9 4 号 平成 2 3 年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第
2 号) < P 1 3 ~ P 1 4 >

午前10時00分 開会

開会宣告

議長（吉田敏男君） ただいまから、平成23年第7回足寄町議会臨時会を開会をいたします。

町長あいさつ

議長（吉田敏男君） 町長安久津勝彦君から、招集のごあいさつがございます。

町長 安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、本臨時会招集に際しての、ごあいさつを一言申し上げます。

既に、一部新聞報道されておりますけれども、11月21日の日に足寄町第5次総合計画にかかわる総合開発審議会を開催いたしましたところでございます。平成24年から26年までの3年間の実施計画について諮問をいたし、当日、原案どおりということで答申をいただいたところでございます。

詳細につきましては、12月定例会におきまして、行政報告をさせていただき考えでございますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

次に、本日予定しております案件について申し上げます。この後、議長のお許しをいただき、行政報告を1件予定してございます。議案といたしましては職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御審議を、お願いをする予定でございます。これに関連いたしまして各会計の補正予算7件、予定してございます。御審議賜りますようお願いを申し上げます。簡単でございますけれども招集に際してのごあいさつとさせていただきます。

開議宣告

議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議録署名議員の指名

議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第177条の規定によって、11番川上初太郎君、12番島田政典君を指名をいたします。

議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高道洋子君。

議会運営委員会委員長（高道洋子君） 本日開催されました第7回臨時会に伴う議会運営委員会の協議の結果を御報告いたします。

会期は、本日1日限りであります。

本日は、最初に、町長から行政報告を受けます。

次に、議案第87号から議案第94号を即決で審議いたします。

以上で、議会運営委員会の協議結果の報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

会期決定の件

議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定をいたしました。

行政報告

議長（吉田敏男君） 日程第3 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長 安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、行政報告を申し上げます。

株式会社安愚楽牧場の再生手続の廃止決定についてでございます。

平成23年8月22日開催の第5回臨時会において、行政報告をいたしました株式会社安愚楽牧場の経営問題について、東京地方裁判所が11月8日付で再生手続を廃止する決定を行いましたので、現段階における状況等について御報告を申し上げます。

まず、再生手続が廃止となった理由でございますが、11月4日に東京地方裁判所の管理命令により選任された管財人が株式会社安愚楽牧場の財産状況を調査したところ、資金繰りが逼迫しており、財産保全はおろか、大量の牛が餓死し社会問題となりかねない状況にあることが判明、このような状況では再生計画案の立案は極めて困難であり手続を続行することは断念せざるを得ないと判断をし、東京地方裁判所に対して民事再生手続の廃止を求める上申書の提出を行い、廃止決定を受けたとしております。

なお、東京地方裁判所による破産手続の開始決定は12月8日ごろと予想されております。

次に、本町預託農家の未収債権、預託料でございますが、現在、裁判所から指定された保全管理人との間で、預託牛と未収債権の相殺による売買協議が成立し、譲渡期日は12月4日とされ、それまでの間は預託料の支払いがされると聞いております。

よって、民事再生手続開始の申し立てが行われた8月9日より前の未収債権、預託料は、売買成立額から見て一定の債権回収はできるものと推察しております。

また、大規模草地育成牧場の入牧料でございますが、指定管理者である足寄町農業協同組合も債権保全している和牛の売買協議が成立し、その買い受けした和牛を売却処分し、未収債権に充てる予定としております。

最後に、株式会社安愚楽牧場足寄直営牧場でございますが、北海道支店、これは音更町でございますけれども、ここからの情報といたしまして、従業員の雇用継続も含めて道外の農業生産法人と売買交渉中であるが、正式契約には至っていないと聞いているところでございます。

今後において、預託農家の債権回収に一定のめどは立ったものの、依然として経営継続の問題は厳しい状況下にあります。引き続き北海道を初め、関係機関、団体等と連携を密にし、それぞれの役割に応じて万全を期してまいり所存でございますので、町民の皆様を初め、議員各位の御理解と御協力をお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

議案第87号

議長（吉田敏男君） 日程第4 議案第87号足寄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

総務課長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました議案第87号足寄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正は人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正に準じて行うものでございまして、12月支給分から50歳代以上を中心に40歳代以上を念頭に置いた中高年齢層が受ける給与月額に限定して平均改定率0.23%引き下げるものでございます。

なお、医師給与につきましては引き下げは該当してございません。さらに、本年4月から11月までの期間の給与引き下げ相当額を12月支給の期末手当から減額する調整措置を行うこととしてございます。

改正条文の内容につきまして御説明申し上げます。

足寄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

第1条、足寄町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1を別紙のように改める。別表第1は別紙としてございます。それから、別表第2中イ及びウを次のように改める。別表第2イ、ウも別紙としてございますが、2ページに別表第1といたしまして、行政職給料表、それから、3ページに別表第2にといたしまして、イの医療給料表(二)を、4ページから5ページにウといたしまして、医療職給料表(三)をそれぞれ掲げてございます。このように給料表が改正になるということでございます。

なお、先ほど申し上げましたように、医師給与につきましては改正がございませんので、給料表は従来のとおりとなっております。

以上が第1条の改正でございます。

次に、第2条、足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第7項中「100分の99.59」を「100分の99.1」に改めるものでございます。平成19年度に給与制度改正をした際に減給保障制度がございまして、今回の給与改正によりまして、減額改定対象職員の減給保障部分の額を平成19年3月31日に受けていました給料に基づきまして、その給料に100分の99.1を乗じた額ということで減給保障の額を引き下げるという内容でございます。

次に、附則でございますが、第1項で施行日を定めてございますけれども、この条例は平成23年12月1日から施行するものでございます。

次に、第2項でございますが、平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置という規定でございますが、要点のみ説明をさせていただきます。平成23年12月に支給する期末手当の額から第2項の下のほう

に、(1)と書いてありますが、これが第1号でございます。それから、表がございしますが、表の下に(2)と書いてございます。これが第2号と、こういう規定の額を合わせて12月の期末手当で調整をして差し引くということにしている規定でございます。

それです(1)の第1号でございますが、平成23年4月1日に減額改定対象者が受けていた給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当、これらの合計の月額に100分の0.37を乗じた額に4月から11月までの8カ月分を掛けまして、その額を12月の手当から減額するという規定でございます。この下に給料表と職務の号給の表がございします。行政職給料表でいきますと、1級では号給が21号級から113号級まで、2級では1号級から76号級までとなっておりますが、この給料表に該当する職員にあっては、おおむね40歳代よりも下の年代ということで、ここは減額改定をしないという表でございます。この表に該当する職員については除かれるということでございます。これが第1号でございます。

それから(2)の第2号でございますが、6月の期末、勤勉手当については、既に支給済みでございますので、この額にも100分の0.37を乗じて得た額を調整額といたしまして、12月の期末、勤勉手当から差し引くという改定の規定でございます。

次に、第3号でございますが、平成23年4月1日から同年12月1日までの間において町長の定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して町長の定める者に関する前項の規定の適用については、同項中、次に掲げる額とあるのは、次に掲げる額及び町長の定める者との権衡を考慮して町長の定める額とする改正でございます。これは4月1日から12月までの間に新規採用等がありまして、民間等とから公務員となったというようなことがあった場合、いろいろな事情を考慮して、今年度、減額の対象としないというような決まりを町

長が事情を考慮して定めることができるというような例外的な規定という取り扱いになってございます。

それから第4項は、委任規定でございますが、前2項に定める者のほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定めるものとするものでございます。

以上が改正条文の説明ということでございますが、この改正によります影響額、職員、準職員、合わせまして、改定による影響額は292万5,000円の減額となっております。

また、この後、補正予算を審議していただきますが、この改正によります額と、さらに、4月1日以降、当初予算後、移動等によりまして、人件費が動いた関係で、それぞれ会計に補正予算を、お願いするというものになってございますので、御審議のほど、よろしくをお願いしたいと思います。

以上をもちまして、議案第87号につきましての提案理由の説明とさせていただきます。

なお、6ページに新旧対照表を添付してございますので、御参照いただきたいと存じます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

10番。

10番（後藤次雄君） 10番。

一つ目はですね、今回の人事院勧告による引き下げの部分ですけれども、これは足寄町として、今、説明あったように、0.23%ということなのですけれども、これは一つ目としては労使で恐らく協議をして妥協したと思うのですけども、その辺がどうだったのかと、それと、もう一つは、足寄の場合はどうなのかわかりませんけれども、55歳以上の課長級の人たちの、今回、これに適用されるのかどうか、それをまず、聞きたいと思いま

す。

議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

総務課長（渡辺俊一君） お答えいたします。

今回の人事院勧告に基づきます、準じて給与改定をするということにつきましては、組合とも交渉し、その中で妥結をしたという中身でございます。

それから、55歳以上の課長にもこの改定につきましては、該当するというところでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 10番。

10番（後藤次雄君） わかりました。

今回ですね、292万3,000円でしたが、総体で減額されています。これは、月平均すると、どのぐらいの額になるか、これは40代から50代の間ですから、これ、一人につき、例えば、最低が何ぼ、最高が何ぼになるかと、額が大体わかれば聞きたいのですけれど。

議長（吉田敏男君） ここで暫時休憩をいたします。

午前10時22分 休憩

午前10時24分 再会

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

答弁、総務課長。

総務課長（渡辺俊一君） お待たせして申しわけございません。

今回の改定による額でございますが、影響額で、最低では300円から400円ぐらい、それから、最高では大体、2,000円ぐらいという額になってございます。月額でございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） よろしいですか。

10番。

10番（後藤次雄君） これは、毎年減額していると思うのですけれども、足寄の場合は連続何年ぐらい、減額しているのですか。

議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

総務課長（渡辺俊一君） お答えいたします。

人事院勧告でマイナス勧告になっている年と、それから、独自削減もございますので、それを合わせますと、平成14年からマイナスということで、その年、その年によって減額の額は違いますけれども、減額となっております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 10番。

10番（後藤次雄君） 今、回答されたとおり、約10年、約10年これマイナスになっているわけですね。ところが、やっぱり、足寄の経済状況を見ますと、役場職員の経済効果というのは、相当、やっぱり、町の商店街に対しても大幅に貢献していると思うんですよ。だから、町独自の減額も必要ですけど、やっぱり、もちろん、職員の生活のこともありますから、人事院勧告は仕方がないにしろ、なるべく、これから町の職員の、町に貢献している、そういうこともぜひ考えて、これから、引き上げるとは言われませんが、そういう考え方も検討の中に入れてもらいたいなということを申し上げたいと思います。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから自由討議を行います。自由討議ございませんか。

議長（吉田敏男君） はい、これで自由討議を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第87号足寄町職員の給与

に関する条例等の一部を改正する条例の件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第87号「足寄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の件は、原案のとおり可決されました。

議案第88号

議長（吉田敏男君） 日程第5 議案第88号平成23年度足寄町一般会計補正予算（第9号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

総務課長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました議案第88号平成23年度足寄町一般会計補正予算（第9号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額の変更はございません。

歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳出予算の金額は、第1表、歳出予算補正によるものでございます。

歳出予算の主なものにつきましては、給与改定と人事異動等々によります人件費や、共済組合負担金の率の変更に関わるものでございます。

それから、特別会計、企業会計等への繰り出し金、負担金等の支出につきましても、人件費に相当するものでございます。

また、財源調整といたしまして、第2款、総務費におきまして、財源調整基金積立金といたしまして、1,776万8,000円を計上いたしております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し

上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第88号平成23年度足寄町一般会計補正予算（第9号）の件の質疑を行います。

5ページをお開きください。

歳出から進めます。款で進めます。

第2款総務費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 第3款民生費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 第4款衛生費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 第8款土木費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 7ページ、第13款職員費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 歳出総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、自由討議を行います。自由討議はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第88号平成23年度足寄町一般会計補正予算（第9号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第88号平成23年度足寄町一般会計補正予算（第9号）の件は、原案のとおり可決されました。

議案第89号

議長（吉田敏男君） 日程第6 議案第89号平成23年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 南岡雄二君。

建設課長（南岡雄二君） ただいま議題となりました議案第89号平成23年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,262万8,000円とするものでございます。

歳出から申し上げます。29ページをお願いいたします。

補正の内容につきましては、一般会計同様、職員給与費、及び共済費負担率を含めましての制度改正によるものでございます。

総務費、総務管理費、一般管理費、職員手当等におきまして、2万4,000円の減額、共済費におきまして、2万6,000円を計上し、計2,000円の増額でございます。

なお、31ページから36ページに給与費明細表を添付しておりますので、御参照のほど、お願いいたします。

歳入につきましては、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で、歳出における増額分2,000円、同額を計上してございます。

以上で議案第89号平成23年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（吉田敏男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから、議案第89号平成23年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第2号)の件の質疑を行います。

29ページ、歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから自由討議を行います。自由討議はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで自由討議を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第89号平成23年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第2号)の件を採決をします。

この表決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第89号平成23年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

議案第90号

議長(吉田敏男君) 日程第7 議案第90号平成23年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 南岡雄二君。

建設課長(南岡雄二君) ただいま議題と

なりました議案第90号平成23年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、4億535万7,000円とするものでございます。

歳出から申し上げます。43ページをお願いいたします。

補正内容につきましては、一般会計同様、職員給与費、及び共済組合負担金率等を含めましての制度改正によるものでございます。

歳出の内訳は事業費、給料、職員給にて、2万3,000円の減額、職員手当、各種手当等にて16万2,000円の減額、共済費におきまして、13万5,000円の増額を含めまして、総額5万円の減額でございます。

なお、45ページから50ページに給与費明細表を添付してございますので、御参照をお願いいたします。

歳入につきましては、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で、歳出における減額分5万円同額を計上してございます。

以上で、議案第90号平成23年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についての提案説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(吉田敏男君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから、議案第90号平成23年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件の質疑を行います。

43ページ、歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから自由討議を行います。自由討議は、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで自由討議を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第90号平成23年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決をします。

この表決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第90号平成23年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

議案第91号

議長(吉田敏男君) 日程第8 議案第91号平成23年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 南岡雄二君。

建設課長(南岡雄二君) ただいま議題となりました議案第91号平成23年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ642万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,607万円とするものでございます。

歳出から申し上げます。57ページをお願いいたします。

補正の内容につきましては、人事異動、並

びに一般会計同様、職員給与費、及び共済組合負担金等を含めましての制度改正によるものでございます。

歳出の内訳は、企業費、給料、職員給にて、人事異動等に伴う精査による293万5,000円の減額でございます。職員手当等、各種手当285万円の減額、共済費、共済組合負担金におきまして、64万円の減額でございます。負担金、福祉協会負担金2,000円の減額でございます。

なお、59ページから64ページに給与費明細表を添付してございますので、御参照のほどお願いいたします。

歳入につきましては、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金にて、歳出における減額分642万7,000円同額を計上してございます。

以上で、議案第91号平成23年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)についての提案理由の御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第91号平成23年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)の件の質疑を行います。

57ページ、歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから自由討議を行います。自由討議は、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで自由討議を終わります。

これから討論を行います。討論はございま

せんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第91号平成23年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)の件を採決をします。

この表決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第91号平成23年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)の件は、原案のとおり可決されました。

議案第92号

議長(吉田敏男君) 日程第9 議案第92号平成23年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 堀井昭治君。

福祉課長(堀井昭治君) ただいま議題となりました議案第92号平成23年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ780万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,162万9,000円とするものでございます。

歳出から主な事項について御説明いたします。71ページをお願いいたします。

足寄町職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費におきまして、給料におきまして306万6,000円を減額いたしました。職員手当等におきまして、401

万4,000円を減額いたしました。共済費におきまして、80万9,000円を減額いたしました。準職員賃金におきまして、退職手当事前納付分といたしまして、8万9,000円を増額いたしました。

なお、補正金額が一般会計に比して、多少、多額となっている理由といたしましては、本年4月におきまして、職員の退職、並びに人事異動に伴います給料月額の変動等によるものでございます。

次に、歳入であります。一般会計繰入金780万3,000円を減額いたしました。

以上で、議案第92号平成23年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)の提案理由の御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(吉田敏男君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから、議案第92号平成23年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)の件の質疑を行います。

71ページ、歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから自由討議を行います。自由討議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで自由討議を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第92号平成23年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第3

号)の件を採決をします。

この表決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第92号平成23年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決されました。

議案第93号

議長(吉田敏男君) 日程第10 議案第93号平成23年度足寄町上水道事業会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 南岡雄二君。

建設課長(南岡雄二君) ただいま議題となりました議案第93号平成23年度足寄町上水道事業会計補正予算(第3号)について提案理由の御説明を申し上げます。

平成23年度足寄町上水道事業会計予算第3条を定めた収益的収入、及び支出の額から、189万9,000円を減額し、収益的収入、及び支出の額を、それぞれ1億2,217万1,000円に、お願いするものでございます。

次に、第3条関係でございますが、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費中、職員給与費から187万4,000円を減額し、当該経費の総額を3,314万1,000円に変更をお願いするものでございます。

収益的収入、及び支出の内容について、御説明申し上げます。85ページをお願いいたします。

補正の内容につきましては、一般会計同様、職員給与費、及び共済組合負担金等を含めましても、制度改正によるものでございます。

支出につきましては、水道事業費用、営業

費用、総経費にかかわらず給料外、189万9,000円の減額計上をお願いいたしました。

87ページから、90ページにかけて、給与費明細表を添付しておりますので、御参照のほどお願いいたします。

続きまして、収入につきまして申し上げます。83ページをお願いいたします。

収入につきましては、水道事業収益、営業収益、水道料金にて、支出における減額分189万9,000円の同額を、調整措置を計りました。

以上で、議案第93号平成23年度足寄町上水道事業会計補正予算(第3号)についての提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(吉田敏男君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから、議案第93号平成23年度足寄町上水道事業会計補正予算(第3号)の件の質疑を行います。

83ページから86ページ、収益的収入、及び支出一括で行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 80ページにお戻りください。

第3条、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから自由討議を行います。自由討議はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで自由討議を終わります。

これから討論を行います。討論はございま

せんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第93号平成23年度足寄町上水道事業会計補正予算(第3号)の件を採決をします。

この表決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第93号平成23年度足寄町上水道事業会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決されました。

議案第94号

議長(吉田敏男君) 日程第11 議案第94号平成23年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

病院事務長 對馬邦彦君。

病院事務長(對馬邦彦君) ただいま議題となりました議案第94号平成23年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)について、提案理由を御説明申し上げます。

収益的収入、及び支出から、それぞれ891万3,000円を減額し、収益的収入、及び支出の額を11億6,883万5,000円にお願いするものでございます。

次に、第3条関係でございますが、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費中、職員給与費から891万3,000円を減額し、当該経費の総額を7億4,178万7,000円に変更をお願いするものでございます。

次に、95ページをお願いいたします。収益的収入、及び支出の内容等について、御説明申し上げます。

支出から申し上げます。支出につきましては、人事院勧告によります給与改定経費、及び職員の移動等に伴う給与費等といたしまして、給料外891万3,000円の減額計上をお願いいたしました。

収入につきましては、支出経費に関連した負担区分に基づく一般会計負担金、及び外来収益の減額計上をお願いいたしました。

以上のとおり、御提案申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長(吉田敏男君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから、議案第94号平成23年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)の件の質疑を行います。

95ページ、収益的収入、及び支出一括で行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 92ページに、お戻りください。

第3条、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから自由討議を行います。自由討議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで自由討議を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第94号平成23年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2

号)の件を採決をします。

この表決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第94号平成23年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

閉会宣告

議長(吉田敏男君) これをもって、本臨時会に付議されました案件の審議は、全部終了をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

平成23年第7回足寄町議会臨時会を閉会をいたします。

午前11時02分 閉会